

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	市税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>八戸市は、市税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
八戸市長

公表日
令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税に関する事務
②事務の概要	<p>【業務全体概要】 地方税法、市税条例等に従い以下の事務を行う。</p> <p>①個人住民税事務 ②軽自動車税事務 ③固定資産税事務 ④収納事務 ⑤滞納整理事務</p>
③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、地方税ポータルシステム、国税連携システム、固定資産管理システム、家屋評価システム、OCR読込システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、地方税共通納税システム、個人住民税システム(標準仕様準拠)、申告支援システム、軽自動車税システム(標準仕様準拠)、固定資産税システム(標準仕様準拠)、収納システム(標準仕様準拠)、滞納整理システム(標準仕様準拠)、宛名システム(標準仕様準拠)、ふるさと納税do

2. 特定個人情報ファイル名

- ①個人住民税情報ファイル
- ②軽自動車税情報ファイル
- ③固定資産税情報ファイル
- ④収納情報ファイル
- ⑤滞納整理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表の24の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>(特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 住民税課、資産税課、収納課
②所属長の役職名	財政部住民税課 課長 財政部資産税課 課長 財政部収納課 課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八戸市 財政部 住民税課 個人住民税グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3515
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。		
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input checked="" type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	1 開示請求、問合せ 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	住民税課長 板橋裕幸 資産税課長 関川義文 収納課長 久保貞二	住民税課長 板橋裕幸 財政部次長兼資産税課長 柴田義弘 収納課長 関川義文	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	1 開示請求、問合せ 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 0178-43-2111	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	1 開示請求、問合せ 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 0178-43-2111	八戸市 財政部 住民税課 個人住民税グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3515	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	住民税課長 板橋裕幸 財政部次長兼資産税課長 柴田義弘 収納課長 関川義文	財政部次長兼住民税課長 板橋裕幸 財政部次長兼資産税課長 柴田義弘 収納課長 関川義文	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	財政部次長兼住民税課長 板橋裕幸 財政部次長兼資産税課長 柴田義弘 収納課長 関川義文	財政部次長兼住民税課長 板橋裕幸 資産税課長 早狩 仁 収納課長 関川義文	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	財政部次長兼住民税課長 板橋裕幸 資産税課長 早狩 仁 収納課長 関川義文	財政部住民税課 課長 財政部資産税課 課長 財政部収納課 課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、地方税ポータルシステム、国税連携システム、固定資産管理システム、家屋評価システム、OCR読込システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	左記変更前の記載に以下を追記 ・地方税共通納税システム、個人住民税システム(標準仕様準拠)、申告支援システム、軽自動車税システム(標準仕様準拠)、固定資産税システム(標準仕様準拠)、収納システム(標準仕様準拠)、滞納整理システム(標準仕様準拠)、宛名システム(標準仕様準拠)、ふるさと納税do	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上欄 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務において個人番号を利用する。	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に掲げる「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「国民健康保険料の徴収又は納入に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(44、45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条) (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) (20条)	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	II-1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	IV-8 人手を介在させる作業	(新規)	追加(詳細内容省略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない